に供する。

令和二年十一月二十日

評価に関する事項を記載した書面は、令和二年十一月二十日から同年十二月十日までの

山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

山口県告示第三百九十一号

口

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

(畜産振興課)

应 应

Щ

○公告

報

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課) ………

目

次

令和2年 (金曜日)

11月20日

所

東京都港区芝大門一丁目一三番九号

申請者の氏名又は名称及び住所

昭和電工株式会社

工場又は事業場の名称及び所在地 住 氏名又は名称 名

所在地 称 周南市開成町四九八〇番地 昭和電工株式会社徳山事業所

特定施設に関する事項 種類、構造及び使用時間間隔等

構

使 用 0) 方 法

第三十	備考 []	"	三七一口	種類											
第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設をいう。	一七一口」とは、水	□」とは、水質汚濁防止	四 · 二	能(*************************************	木										
	質汚濁防止		£	年予工事 月 月 日定手											
	施行令(行令 (施行令(施行令(施	几 又 一	年予工 月 月 完成	ì							
をいう。	和	"	令和二、 一、	年予使 月 開 日定始											
	政令第百八	政令第百八	政令第百八	政令第百八	政令第百八	政令第百八	政令第百八	四十六年政令第百八十八号	政令第百八	政令第百八	政令第百八	"	連続	間使 用時間	1
	\sim	"	二四時間	時り一 の日 使当 間用た	7										
	別表第一	"	変動なし	動 の 概 要 節 的 変	ì										

岡 嗣 政

山口県知事

村

2年11	月20日	金曜	日		Щ	Γ		県	Į.	報	(定期	月)	<u>\$</u>		157	号
No.1 排 水	排水	おおり	1 1 人	7 1: 7 9	生 亏 已	種		二処理	活性汚泥処	種	四汚水等の	備考()の	"	三七一		種類	
八 口		<i>の</i> 河 ジャ り の	ノラミド	夕 玉 方言	包	類		施設にト	処理施設	類	構造及	表の備者		口	通	水	
六.	通水素、	ſī	盲	処理後	処理前	項目		る処理前	製鉄筋コン	構	種類、構造及び使用時間間隔汚水等の処理施設に関する事項	備考は、この	"	九	常	素 イオ	
八	常	排 ガンガン	1	六.八	五.八	通水素イ		処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量	ンクリート	造	構造及び使用時間間隔等処理施設に関する事項	表について	"	_	最大	(水素指数)	汚
六八八		出出) ["	八五	水オン素指機	汚	生後の汚-		能	7	て準用する。		一 (八	通	化学	水
四 · 一	他学的酸素	10-		<u></u> 四	· 六 八 六 九	\Z	水	水等の汚	六、	m³		ე°	五 〇 〇	四二八八	常	子的 酸 素	等
六 :	最 (mg 火	水	-	· 七	· 八	理 常 最 (等	染状態の	六七二	旦力			一、八〇〇	一、三七		(mg 水量)	,
九	通浮	0		三元五	八九・二	大党量	Ø)	値並び	長時間ば	処理の			Ŏ		大通	学	0
四	常物質	汚		一七・八	1111 · 11	通浮游	· ·	に汚水等	っ 気	方式			"		常	遊物	汚
<u> </u>	大	染		=======================================	二七	して ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	汚	の 量	連	間使用時						(mg質 / ℓ)量	染
検出せず	最 mg 油 大 性 類	—	_	三 //	九検出せず	最 mg 鉱	染		続二	隔間			11	三	大通	空	状
0	通窒	1/				大 変 変	状		四時	の一日田当時た			"	0 <u>=</u>	常		能
六	常 最 mg	態	-		0 : =	常 最 mg	能		間変	間り			"	0	l I.	mg	
一 七	大心素通	0		七	〇 · 四	大	の		動な	概の変動の				· 四	大通	€ 素	0
· -	AI.	値		〇 · 九 九	0 · 0	道常	値		L				"	0.011	常	烽ル	値
0	最 mg / 化			二 三	〇 · 〇 四	横り 横り 大			既	年 月 日			"	〇·〇四	l 1,	mg / l	
四 三五、七三九·五	通排出水の			"	三、〇九八・	通港水等の	i く う			工事完成予定					通	汚水等の	
	排出水の一日当たりの量		-		七	常と当た	- - - - -						〇 · 八	四 · 二	常	汚水等の一日当たりの量	. i
三五、七四〇	最の量(㎡)大			"	五、一七八・七	学が等の一日当たりの量(m)	331		: (1)	年 月 日			〇 · 八	四 <u>:</u> 二	最大	たりの量(m)	

山口県告示第三百九十二号

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

試験の日時

報

する告示(令和二年山口県告示第三十二号)の一部を次のように改正する。 競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関

令和二年十一月二十日

村 畄 嗣 政

立学校ネットワーク用端末機器」に改める。 一の表物品等の買入れ及び借入れの項中「県立学校コンピュータ教室用機器」を 「県



(三五〇) 准看護師試験の実施

条の規定により、 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。)第十八 准看護師試験を次のとおり実施します。

令和二年十一月二十日

村 岡 嗣

政

Ш 口県知事

令和三年二月十六日(火曜日)午後一時三十分から午後四時まで

山口市桜畠六丁目二番一号

口

試験の場所

山口県立大学北キャンパス

三 受験資格

Щ

法第二十二条各号のいずれかに該当する者であること。

受験願書の受付期間

几

十五日までの消印のあるものは、 令和三年一月八日(金曜日)から同月十五日(金曜日)まで(郵送の場合は、 有効とする。) 一月

五. 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)

口県健康福祉部医療政策課

提出書類等

受験願書

 (\equiv) (\equiv) 受験資格証明書

写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、 出願前六月以内に撮影し

> 入すること。 た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記

七 受験手数料

証紙には、消印をしないこと。 六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入

合格者の発表等

策課のホームページに掲載する。 県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、 合格者の発表は、令和三年三月十六日(火曜日)とし、 山口県健康福祉部医療政 合格者の受験番号を山口

旨を知事に申し出ること。 点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医療政策課において行うので、試験の得

受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医療政策課にすること。

三一二九二八)にすること。 この試験についての問合せは、 山口県健康福祉部医療政策課(電話〇八三-九三

(二五一) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

産大臣から次の家畜につき、 家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、 種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

令和二年十一月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

二三二〇〇五四〇	三二〇〇五四〇	三二〇〇四〇 二〇〇二七	三100四0	番号 証明書
H D O Æ	H D 一 ○ 四	H D D D D D D D D D D D D D D D D D D D		名
				前
"	"	"	の	品種
″″		平成三一、	平九成	生年月日
"	"	城	, ,	産地
"	"	"	級外	成検 績査
<i>'1 '1</i>	<i>11 11</i>	<i>''</i>	タープライフーズ株式日国市錦町宇佐郷	び氏名又は名称飼養者の住所及
	五四 HD O 五 "	五〇 五四〇 HD一〇五 // 一令和元、 // 一令和元、 // / / / / / / / / / / / / / / / / / /	五五〇四〇 H D I O四	五五〇四〇日日〇日 4 <td< td=""></td<>

建設業法

昭 和 11 11

П

100七三 HD 11三

九、

Q

"

八、

二八

"

九

11 11

該建設業者の許可を取り消すことがあります。	なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当

令和二年十一月二十日

シャン 株式会社	名	
仕オー	称	
北野	氏代 表者	
拓磨	者名の	
番一六号岩国市海土路町二丁品	営業所の所在	
且		

(二五三) 建築士の免許の取消し

築士の免許を取り消しました。 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、 次のとおり建

令和二年十一月二十日

11 11

山口県知事

村

尚

嗣

政

村中	氏	
巧	名	
二級建築士	木造建築士の別二級建築士又は	
第六九八号	登録番号	
令和二、一一、一〇	免許取消年月日	
死亡	免許の取消しの理由	

11 11

野	表
拓磨	者の名の
番一六号岩国市海土路町二丁目四二	営業所の所在地
第一五八六三号山口県知事(般-1	許可番
八	号
平成二八、六	許可年月日

山口県知事 村 岡

嗣

政

四